



Football Community 千代田 会員規約

第1条<名称>

NPO法人 Football Community 千代田 通称:FC千代田

第2条<所在地>

本クラブは、東京都千代田区一番町15-6 502に事務所を置く。

第3条<目的>

地域社会と密着したスポーツの場を作り、国籍、人種、宗教の壁を越え、グローバルな環境の中で子供たちの健全な心身の成長に寄与します。

第4条<活動場所>

麹町小学校、神田さくら館、旧今川中学校、信濃町フットサルコートを中心に近隣の施設を主な活動場所とする。

第5条<期間>

本クラブの活動期間は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第6条<入会資格>

- (1) 本クラブの趣旨に賛同し、本規約を遵守する事。
- (2) コーチの指示を守り、他人に迷惑をかける事。
- (3) スポーツ活動に適した健康状態である事。

第7条<会費など>

会員は別紙に定める会費などの諸費用を、事務局が指定する方法で支払う。
年会費(保険、登録料など)は毎年3月に支払い更新する。

第8条<会費の不返還>

原則として一旦納入した会費は入会不許可の場合を除き認めない。

第9条<活動の中止>

悪天候や災害、グラウンドの状況によって活動を中止する場合は、事前にメール、ブログ、電話などにより告知する。

第10条<退会・休会>

- (1) 退会・休会を希望する会員は前月の10日までに書面を提出しなければならない。
- (2) 会費を3ヶ月以上滞納した場合、退会させることが出来る。
- (3) 本クラブの会員としてふさわしくないと判断される場合、退会させることが出来る。
- (4) 休会者は、毎月1000円を登録継続費用として本スクール口座に振り込むとする。

第11条<事故の責任>

会員は、本クラブでの活動中に起こった事故、障害、盗難などに関して本クラブに対し一切の損害賠償を請求しないものとする。

第12条<保険>

会員は、全員スポーツ安全保険に加入する。
スポーツ保険更新日は、毎年4月1日とする。
スクール中の怪我、事故についての補償は、当スポーツ保険規約の範囲内で対処することとし、スクール・指導者に対してこれに関わる一切の賠償を請求しないこととする。
(適用範囲は、スポーツ保険規約に準ずる。物品等の補償はありません。)

第13条<個人情報及び肖像権>

本クラブは会員から得た個人情報の保護を徹底しこれを忠実に遵守します。
本クラブは会員の写真、ビデオなどをホームページやブログやプロモーション用に使用することがありますが、使用に問題がある場合、事前にお知らせ下さい。

第14条<その他>

- (1) スクール及び保護者は、本スクールの趣旨に基づきメンバーが円滑に活動できることを第一の目的とし常に協力し合うこととする。
- (2) 本規約に記載されていない事項が生じた場合は、社会的習慣及び慣例に準ずるものとし、その都度スクールと保護者が善意的に判断し解決していくこととする。
- (3) 本規約に同意したものは、入会申込書に署名することとする。

NPO法人 Football Community 千代田

—事務局—

東京都千代田区一番町6-4 712

03-3288-8867